

概要

公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引
～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～「文部科学省」

少子化等のさらなる進展による学校の小規模化に伴い、児童生徒が集団の中で切磋琢磨しながら学んだり、社会性を高めたりするのが難しくなる等の課題の顕在化が懸念されており、教育的な視点でこうした課題の解消を図っていくことが喫緊の課題となっている。

1 学校規模の適正化

- ・法令上、学校規模の標準は、小・中学校ともに12学級以上18学級以下
- ・学校規模の標準を下回る場合の対応の目安

小学校 200校

学級数 (含特学)	規模	福井県	対応の目安
1～5学級	複式学級が存在する規模	36校	統合等による適正規模化の適否を速やかに検討
6学級	クラス替えができない規模	28校	状況を勘案し、統合等による適正規模化の適否を速やかに検討
7～8学級	全学年ではクラス替えができない規模	49校	統合の適否も含め今後の教育環境の在り方を検討
9～11学級	半分以上の学年でクラス替えができる規模	23校	今後の教育環境の在り方を検討

136/200 68%

中学校 75校

学級数 (含特学)	規模	福井県	対応の目安
1～2学級	複式学級が存在する規模	3校	統合等による適正規模化の適否を速やかに検討
3学級	クラス替えができない規模	8校	状況を勘案し、統合等による適正規模化の適否を速やかに検討
4～5学級	全学年ではクラス替えができる学年が少ない規模	9校	統合の適否も含め今後の教育環境の在り方を検討
6～8学級	全学年でクラス替えができ、同学年に複数教員を配置できる規模	9校	今後の教育環境の在り方を検討
9～11学級	全学年でクラス替えができ、同学年で複数教員配置や免許外指導の解消が可能な規模	7校	

36/75 48%

2 学校の適正配置の考え方（通学条件）

通学条件	目 安
通学距離	小学校で4km以内、中学校で6km以内
通学時間	概ね1時間以内を一応の目安とする。

※各市町村においては、総合的な教育条件に資する形で、通学距離や通学時間の目安を定め、学校の適正配置の検討を行う必要がある。

3 小規模校を存続させる場合の教育の充実

様々な事情から統合によって適正規模化を進めることが困難であるため、小規模校のまま存続させることが必要と判断する場合、小規模校のメリットを最大化し、デメリットを解消したり緩和したりする方策を講じることが極めて重要。

たとえば、ICTを効果的に活用し一定レベルの基礎学力を保障すること、小中一貫教育等の導入により一定の集団規模を確保すること等の方策。

本県の小・中学校の適正規模化について

義務教育課

1 近年の統合の状況

- H23年度 池田第一小(102)・池田第三小(24)→池田小(106)
- H24年度 小浜市田島小(16)を内外海小(62)へ統合→内外海小(78)
大野市藤生小(25)を富田小(93)へ統合→富田小(115)
- H25年度 坂井市立竹田小を廃校
坂井市立丸岡中学校竹田分校を廃校
西浦中(4)が休校
- H26年度 西浦小(9)が休校、三方中岬分校(2)が休校
- H27年度 美浜町全7小学校を廃校、3小学校を新設
丹生小(10)・菅浜小(18)・美浜東小(103)→美浜東小(136)見込
新庄小(14)・弥美小(133)→美浜中央小(144)見込
美浜北小(26)・美浜南小(118)→美浜西小(134)見込

※()は児童・生徒数

2 小規模校の適正規模化の支援

(1) 教職員(非常勤講師)の配置[県費]

複式学級を単式学級に再編する際に生ずるカリキュラム上の未学習を解消するための学習を支援するために、再編前後どちらか1年間に非常勤講師を配置する。

実績：H24内外海小、富田小(統合後)

H26新庄小、美浜北小、菅浜小、丹生小(統合前)

(2) 施設整備[国庫および県費]

- ・再編に伴う児童生徒数増のために必要となる学校施設の増築費用(国庫1/2)、改修費用(国庫1/3)への補助制度の活用
- ・廃校施設等の活用にあたり各省庁の補助制度の活用
- ・県の「公共施設等利活用プロジェクト」制度により、廃校施設の利活用計画の策定、施設整備、管理運営に対する補助制度の活用(補助率：1/2(施設整備の上限：30,000千円))
- ・廃校施設の解体について総務省の地方債の活用が可能

(3) スクールバス購入費の補助[国庫および県費]

再編する学校における遠距離通学児童生徒のためのスクールバス購入費の補助
補助率：1/2(上限2,500千円)、1/2は国の補助金を活用

実績：H24 富田小(統合後)

(4) 新しい学校づくりへの支援

再編後の学校運営や授業づくり、生徒指導等の課題に対して、県教委担当者が訪問し指導・支援を行う

3 小規模校の合同授業について

○小規模校合同授業推進事業（H23～25）

平成23年度から、小規模校に通う子どもたちが、多くの仲間と切磋琢磨しながら、学ぶ意欲や学力を高めるため、小規模校間のネットワークを強化し、定期的な合同授業を実施

- ・モデル地域 福井市（国見小、長橋小、殿下小）
敦賀市（常宮小、西浦小、東浦小、赤崎小）
- ・実施状況 福井市 年間10回程度
敦賀市 年間 8回程度

○へき地複式校における合同授業（H26～）

平成26年度からは、夏季休業中を中心に、福井市、坂井市の学校で、美術館やこども歴史文化館において展示会の鑑賞や版画体験を実施、敦賀市、若狭町の学校で、三方青年の家を活用したミニ運動会の実施、福井市の学校で、民間工場やスーパーマーケット等を活用した体験学習、敦賀市の学校で、ALTが参加した外国語活動におけるダンスやパーティーの実施、越前市、越前町の学校で、県立陶芸館での陶芸教室の実施等の児童交流の場として広がっている。

小規模校間の合同学習例（宮崎県五ヶ瀬町の教育）

（大人数の良さと少人数の良さを同時に生かした取り組み）

4小学校、2中学校を設置している宮崎県五ヶ瀬町では、「G授業」「S授業」と名付け、小規模交換での合同授業を実施している。

「G授業」は、大人数の方が教育効果が上がる教科や内容において、4つの小学校が合同で授業を行うものである。この取り組みの目的として、教職員を最大限に生かした最適人数による授業実践と教職員に一人一人の指導力の向上をあげている。

一方で、残った先生が、少人数をさらに少人数に分けるなどして効果的な指導を行う授業を「S授業」としている。

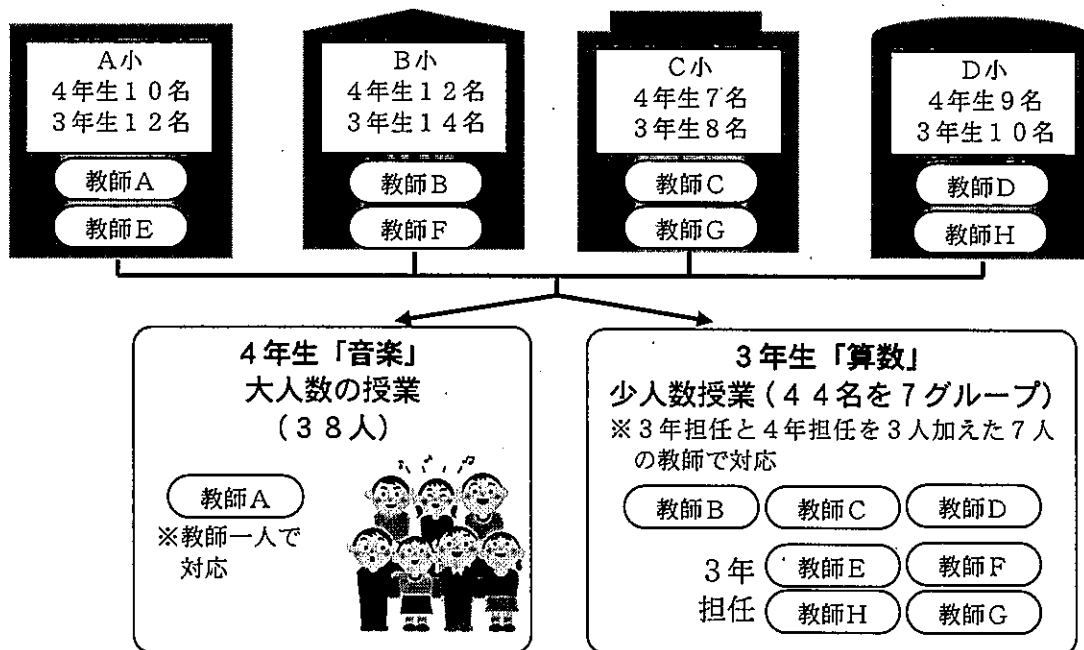
具体的には、

○小学校4校の全児童82名が、A小学校にバスで集まる。

○3、4年生8学級、担任8人についての授業例。

・4校から集まった4年生38人に、1人の担任が音楽の大人数授業をする。

・残る4年生の3人の担任は、同じ時間に、3年の担任を加えた計7人で、3年生44名に算数を教える。こちらは、7グループに分けた少人数授業を行う。



予想される効果

- ・1か所に集まることによって、大人数の方が教育効果のあがる教科や内容をダイナミックに行うことができる。例えば、音楽では合唱が可能になることや、深まりのある道德の授業等が期待できる。
- ・同時に、集まった児童を少人数に再編成することにより、複数の教師が協力してより質の高い授業（最適人数による習熟度別学習等）を行うことができる。
- ・これらの、合同授業や交流により、小規模校では固定化しがちな人間関係を解消し、コミュニケーション能力を育むなどの効果が期待できる。